二　事業再編の実施方法に関する事項

イ　事業再編の定義に関する事項

⑴　保有する施設の相当程度の撤去

法第二条第十一項第一号ワの保有する施設の相当程度の撤去とは、当該撤去する施設の帳簿価額が当該撤去を行う事業者の保有する全ての施設の帳簿価額の合計額の五パーセント（複数の施設を撤去する場合にあっては、十パーセント）以上となるものをいうものとする。

⑵　保有する設備の相当程度の廃棄

法第二条第十一項第一号ワの保有する設備の相当程度の廃棄とは、当該廃棄する設備の帳簿価額が当該廃棄を行う事業者の保有する全ての設備の帳簿価額の合計額の五パーセント（複数の設備を廃棄する場合にあっては、十パーセント）以上となるものをいうものとする。

⑶　生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化

法第二条第十一項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の一パーセント以上とすることをいうものとする。

⑷　商品の生産の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当たり製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合にあっては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合にあっては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合にあっては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。

⑸　商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合にあっては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。

⑹　生産に係る費用の相当程度の低減

法第二条第十一項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

ロ　事業再編の認定要件に関する事項

⑴　事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十四条第五項第二号の事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該事業再編の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。

⑵　過剰供給構造の解消

法第二十四条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が⑶の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少するものであることをいうものとする。

⑶　過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野（以下「業種等」という。）が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の⒤により範囲を特定された業種等が、次のⅱ及びⅲに該当することとする。

⒤　過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

ⅱ　「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

おおむね三年以上にわたって、判定対象となる業種等において、事業再編計画の認定時における直近三年間の売上高営業利益率の平均値が、過去二十年間の売上高営業利益率の平均値より一五パーセント以上低減していることが認められ、かつ、その要因として次のいずれかの状況が認められること。

①　直近三年間に製品・サービスの価格が下落している場合において、当該製品・サービスの価格の一年当たりの平均下落率より当該製品・サービスに係る原材料価格等のコストの一年当たりの平均下落率が小さいこと。

②　直近三年間に製品・サービスの価格が下落していない場合において、当該製品・サービスの価格の一年当たりの平均上昇率より当該製品・サービスに係る原材料価格等のコストの一年当たりの平均上昇率が大きいこと。

ⅲ　その状態が「長期にわたり継続することが見込まれる」ことを示す基準

判定対象となる業種等が次のいずれかに該当することにより、需要と供給が著しく乖離している構造が早期に解消される見込みがないこと。

①　当該業種等において、当面、需要の回復につながるような、市況に大きな変化をもたらす事象が見込まれていないこと。

②　当該業種等に、需要の変化に対して可変的に対応できない業態の特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくは業界団体による統計若しくはこれらに準ずるもの又は判定の対象となる特定の業種等に対応する統計若しくはこれに準ずる統計を用いるものとする。その際、統計の制約を踏まえ、当該業種等の業態の特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められる。

⑷　従業員の地位

法第二十四条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

⑸　適正な競争の確保

法第二十四条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

⑹　一般消費者等の利益

法第二十四条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。